

特記仕様書

(処理目的)

第1条 この契約は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、発生した浮草（ホテイアオイ等）等を適正に処理すること等を目的とする。

(処理内容)

第2条 契約者の事業範囲について

契約者は、事業範囲を証するものとして、監督官庁許可証の写しを東部県土整備局長に提出すること。

後日、許可事項に変更があった場合も同様とする。

収集・運搬の事業範囲：別添位置図のとおりとする。

許可発行監督庁：徳島市

許可作業範囲：徳島市

取扱廃棄物の種類：浮草（ホテイアオイ等）

2 委託する浮草除去等の業務内容について

東部県土整備局長が契約者に対し委託する浮草除去等の業務内容は次のとおりとする。

・浮草（ホテイアオイ等）等の収集・運搬・処分を行う。

①処分については、徳島市指定の再生処理施設へ搬入し処分を行うこと。

②緊急時（大雨による洪水等）の流出防止等の対策処置については、その都度東部県土整備局長と協議し、指示を受けることとする。

3 除去量及び処分量の検収等について

契約者は、再生処理施設への搬入後、再生処理施設が発行する「一般廃棄物引受書」を集計し、作業完了時には全ての関係書類と併せて、東部県土整備局長へ提出する。

4 再委託について

契約者は、東部県土整備局長から委託された浮草（ホテイアオイ等）等の処分業務を他人に委託してはならない。

ただし、契約期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合には、契約者は東部県土整備局長の承認を得なければならない。

(巡視目的)

第3条 巡視は、良好な河川環境の維持と河川施設の保全に係る経費節減のために行うもので、早期発見による浮草の除去数量を削減することに努めること。

(巡視内容)

第4条 巡視実施日

巡視実施日は、4月に1回、5月に2回、6月に3回、7月に5回、8月に6回、9月に4回、10月に4回、11月に2回、12月に1回を目安に行うよう巡視予定日程

表を提出するものとし、巡視の結果について休日・祝日を除く3日以内に写真を添えて報告すること。

また、出水等により巡視回数に変更が生じる場合は、別途監督員と協議すること。

2 写真撮影

写真は監督員の指示する地点において、大松川・多々羅川で24箇所、打樋川で4箇所、冷田川で3箇所で撮影すること。また、水温及び水深を各河川ごとに河川中央部で1箇所計測すること。

黒板に日付及び位置を記入して撮影すること。

3 巡視手段

F R P 船、徒歩、自動車を利用して見落としが無いよう発見に努めること。

(竹・草木類の搬出等)

第5条 竹・草木類の搬出先については、次の場所（廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可）への搬出を見込んでいる。

水草：有限会社オーティ企画 徳島市八多町風早北5

2 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。

3 竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。